

平成19年度 総合防災訓練大綱のポイント

説明資料1

(1) 地震を想定した政府総合防災訓練

ア 「防災の日」政府本部運営訓練

3年ぶりに東海地震(予知された場合)を対象

「防災の日」(9月1日(土))に、内閣総理大臣を始めとする全閣僚が参加して、東海地震を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、東海地震応急対策活動要領に基づき、地震予知に対応した地震防災応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施

イ 政府総合図上訓練

初めて東南海・南海地震を対象

東南海・南海地震を想定し、平成20年1月に、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づき、緊急災害対策本部事務局の業務について訓練を実施してその業務遂行能力の向上を図るとともに、広域的な災害応急対策の実施・調整等に係る検証を行う

ウ 現地訓練

- ・静岡県総合防災訓練と連携して、9月1日に静岡県伊豆市において訓練を実施
- ・八都府市合同防災訓練と連携して、9月1日にさいたま市において訓練を実施
- ・近畿府県合同防災訓練と連携して、12月に奈良県において訓練を実施

エ 津波防災総合訓練

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定し、7月に宮城県気仙沼市において訓練を実施

(2) 水害対処訓練

台風等の水害により、大河川堤防が破堤し、大規模な水害が発生したことを想定した図上訓練を実施

(3) 原子力災害を想定した原子力防災訓練

日本原燃(株)六ヶ所再処理施設における事故を想定して、10月に訓練を実施